

CONTENTS

●企業法務コラム	休職・復職に関する諸問題	弁護士 岡本 明
●弁護士コラム	相続法改正のご紹介	弁護士 茂木 佑介
●パラリーガルコラム	私とヨガの関係	パラリーガル 松林 彩夏
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ(企業法務部)/開設10周年のご挨拶と御礼	
●顧問チャット活用事例	「自己都合で辞めた社員を再雇用する際の注意点は?」	弁護士 片岡 邦弘

TOPICS ✨ 企業法務コラム

休職・復職に関する諸問題

弁護士
岡本 明



1 はじめに

近年、心の病により、会社を休職する社員が増加しているように思われます。しかし、いざ休職の制度を運用しようとしたとき、休職の制度の理解が足りないがために、問題となる事案が見受けられます。そこで、今回は、特に心の病に関する休職、復職に絞って解説いたします。

2 休職・復職の問題点

休職の問題は、一般的には、特に以下の点が問題となるかと思えます。

①休職開始時点

いつから休職が開始したのかについて、問題になることがあります。これは、就業規則における休職の規定が、休職を命じる等の、休職命令を行うことを前提としていることがあるためです。休職がいつから開始したのか、という問題は、休職期間がいつ満了するのか、という問題の裏返しです。見落としがちですが、気を付けるべき点の一つです。

②私傷病による休職事由

社員が心の病により会社を休職する場合の多くが、私傷病という業務外の傷病により欠勤することになるかと思えます。この場合、業務外の傷病ですので、

業務上の傷病とは区別される点は気を付ける必要があります。

3 復職の判断

心の病により休職した場合、復職の判断は休職における最大の問題の一つです。

こちらも、就業規則の規定の仕方が大きく関係いたします。通常は、医師の診断書を基準にすることが多いかと思いますが、就業規則によっては、産業医による受診を認めるのか、診断書の提出を義務とするのか、などの詳細が規定されていないものが見受けられます。

加えて、診断書上は復職困難とされているものの、様子を見るために休職期間満了後も退職としなかった、あるいは、復職が難しいことを伝えたがために、却って心の病を加速したと言われ、再度休職が始まってしまふ、などの事案もあり、慎重な判断が求められます。

4 まとめ

以上のとおり、休職という制度には、就業規則や実際の運用において、多くの問題が潜んでおります。休職に伴う紛争を未然に防ぐためにも、一度ご相談をいただければと思います。

相続法改正のご紹介

弁護士
茂木 佑介



昨年よりニュースや新聞等で耳にしたことがある方も多いかもかもしれませんが、相続分野に関する法律が一部改正され、2019年7月1日から本格的に運用がスタートします。相続分野に関する法律は昭和55年以来大きな改正がありませんでしたが、近年の著しい高齢化に伴い、様々な不都合が生じてきていたことから、この度の大規模改正となりました。以下、改正点の内、特に大きな目玉となっている点について簡単にご紹介させていただきます。



1. 配偶者居住権について

例えば、相続人が配偶者（妻）とお子様3名のケースで、遺産が不動産のみで現預金が殆ど無かった場合、従前は、妻が自宅を取得する為には、自宅評価額の内、自身の法定相続分を越える分に相当する額をお子様に対して「代償金」として支払う必要がありました。

もちろん、配偶者とお子様の関係が良好な場合であれば、お子様が「自分たちは何もいらぬから、家はお母さんがもらって良いよ。」という話になるのでしょうか、必ずしもそのような微笑ましいケースだけではありません。特に、妻がいわゆる後妻で、お子様が前妻との間の子である場合はなおさらです。

妻が手持ちの現預金等から代償金を捻出できれば良いのですが、そうでない場合はやむを得ず自宅を売却し、金銭分割などの方法で対応せざるを得ず、結果的に自宅を失うという結果になりかねません。

そのような事態を可能な限り避けるべく、今回の改正で

は、一定の要件を満たした際に配偶者がそのまま当該自宅に住み続けることができる「配偶者居住権」という権利が新設されました。

2. 自筆証書遺言について

これまで、自筆証書遺言を作成するにあたっては、財産目録も含めてその全てを自署する必要がありました。もっとも、財産が多岐にわたる場合、作成の負担が大きくなりかねません。何より、これだけパソコン・ワープロが普及した中で、全てを自署させること自体がナンセンスです。そこで、今回の改正では、財産目録に限り自署でなくても良いことになりました（ただし、各頁に署名押印は必要です）。

3. 相続人以外の親族の貢献に関する金銭請求権（特別の寄与）

従前より、介護等で特に被相続人に貢献した者に対しては「寄与分」として考慮がなされてきました。もっとも、この制度はあくまで「相続人」が直接貢献した場合を想定しており、例えば長男の妻が介護に熱心に取り組んでいた場合等は考慮されにくいという不都合がありました。そのような不都合を踏まえ、今回の改正では、相続人以外の親族が介護等の「特別の寄与」をしていた場合、相続人に対して直接金銭請求権が認められる場合があることとなりました。

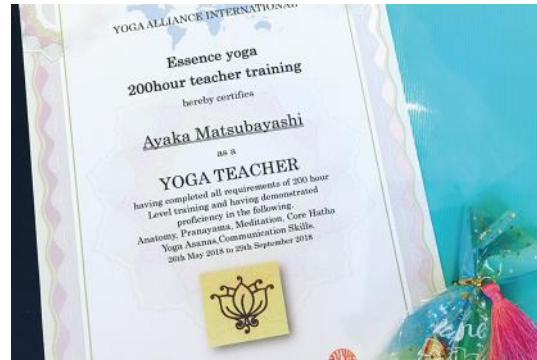


※画像は全てイメージです

パラリーガルコラム

私とヨガの関係

パラリーガル 松林 彩夏



家事部パラリーガルの松林と申します。今回は、私とヨガの関係について、お話をさせていただきます。

私がヨガを始めたきっかけは、友人からの「ヨガしてみたら?」という何気ない一言でした。それまでヨガには全く関心のなかった私でしたが、初めてクラスに参加したときの先生の言葉が身に溶け込むような感覚になり、これまで私が思い描いていたヨガのイメージとの違いに衝撃を受けたのを今でもはっきりと覚えています。それからは、尊敬する先生からの言葉を通して心にサブリを補給するといった感覚でヨガに通って

いました。ひょんなことから始めたヨガでしたが、昨年、たまたま空きが出たインストラクター養成校へチャレンジ。「全米ヨガアライアンスRYT200」を取得しました。インストラクターになるつもりはなかったのですが、人生って不思議ですね!

2月からは所内でヨガクラスを開講し、講師を務めます。ヨガは人と人、心と身体、あらゆるもの全てを「繋ぐ」ものです。私のヨガクラスを通して、心身の健やかさを生み出すお手伝いができれば幸いです。

それではみなさん、ナマステ〜☆

座ったままでできる、リフレッシュヨガポーズ

座った状態でできるヨガのポーズをご紹介します。

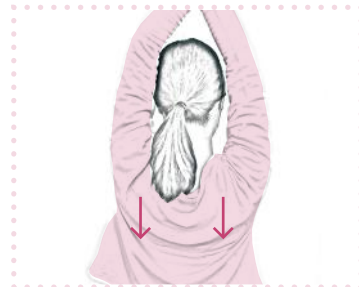
座った状態で蓄積しがちな肩の凝りや腰の疲れの改善に、是非お試しください。

🌙 コアを鍛えて代謝をUP! クロスした三日月のポーズ

腹部のコアを強化するポーズ。肩こりの改善のみならず、体の深部体温が上がるので冷え性対策にもなります。



1-1. 椅子に座り骨盤を立たせる。おへそを引き上げながら腕を上げ、頭上で両手をクロスし合掌。



1-2. 腕を上げる時、肩が上がらないように気をつけて。



2. 体を正面に向けたまま上体をゆっくり右に倒し顔を左に向ける。反対側も同様に。

セミナー開催の
お知らせ

ご好評いただいております、企業法務部主催の労務問題に特化したセミナーを本年も、鹿児島・熊本にて順次開催いたします。



今年4月より施行される働き方改革関連法により、有給休暇の5日消化の義務、有休管理簿の作成義務、それに労働時間の適正把握の義務化が、事業主の皆様にとっては当面の重要課題となりました。当事務所でも恒例の労務セミナーを春先から開催し、これらの法改正への対応策など、経営者の方や企業の皆様役に役立つ情報をお伝えする予定です。開催日時など詳細は決定次第順次お知らせして参ります。是非ともご期待ください!

開設10周年の
ご挨拶と御礼

おかげさまで開設10周年を迎えることができました。皆様のご支援に改めて深く感謝申し上げます。

高度な専門性をもって鹿児島県内外のあらゆる問題に対応するべく所員一同、一丸となって邁進して参りました。これからもより満足度の高いサービスをご提供し、10年20年と皆様に寄り添い続ける事務所でありたいと思います。今後とも宜しくお願いいたします。



顧問チャット活用事例

気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」でいただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
01

A社様

自己都合で辞めた社員を再雇用する場合に注意すべき点について教えてください。

- ①最低賃金での期間雇用（2ヶ月更新）を提案予定ですが、雇用契約書の内容で注意すべき点について
- ②雇用契約書のひな型をご提供いただきたい

②について、まずは有期雇用契約書のひな型を添付します。

①について、添付で差し上げた有期雇用契約書のひな型にある、有期雇用の場合、「更新する場合がある」に○を付けていただき、更新にあたっては、面談して期間内の働きぶりに対する評価と、各判断要素に従って、その理由を面談して説明することが必要です。

この観点からすると、2ヶ月雇用では期間がやや短いので、3ヶ月が妥当かと思えます。なお、雇用契約締結に当たっては、「5年を超えて更新することはない」との特約を設けておくとうよろしいかと思えます。

回答した弁護士

企業法務部
弁護士 片岡 邦弘

今回は、雇用契約を締結する際の注意すべき点についてご相談を受け、まずは、雇用契約書のひな型をご提供したうえで、取るべき具体的な行動についてご回答をさせていただきました。

顧問チャットは、ネット環境さえあれば、いつでも、どこでもやり取り可能なツールです。チャットワークの活用により、顧問弁護士をより身近に感じていただき、弊所のサービスが皆様のビジネスの加速に貢献できましたら幸いです。

顧問先様の声

顧問チャットをご活用くださっている顧問先様から、サービスへのご意見をいただきました。

スピード感が圧倒的に早い!!

外出先でも回答をいち早くどこでも見ることができる

誰宛とを考えずに、質問がどんどん出来るうえ、FAX・メール・アポ取りといった煩雑さが一切無い



全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

☎ 0120-100-129

受付時間：平日9:00～18:00
※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈鹿児島事務所〉
〒892-0828 鹿児島市金生町1-1-6階
Tel 099-822-0764

〈東京事務所〉
〒106-0031 港区西麻布3-2-43 3階
Tel 03-6432-9783

〈福岡事務所〉
〒812-0013 福岡市博多区博多駅前
1-11-15-204 Tel 092-409-8603